

収入がある被扶養者認定の取扱いについて

厚生労働省より全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことの通知がありました。

つきましては、標記の件に関しまして下記のとおりお知らせいたします。

記

■130万円の壁への対応

被扶養者の認定に当たっては、年間収入が130万円未満（60歳以上の人、または、障害厚生年金を受給されている障害者の場合は180万円未満）であって、かつ被保険者の年間収入の1/2未満であることが要件とされていますが、パート・アルバイトで働く被扶養者の方が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するための対応として、人手不足による繁忙期の労働時間延長等により、**収入が一時的に増加したとしても、事業主がその旨を証明することで、直ちに被扶養者認定を抹消するのではなく総合的に将来収入の見込みを判断することで、引き続き被扶養者認定が可能となります。**

当面の対応として（令和7年に制度の見直し予定有）、《添付書類》①～③を提出していただくことで認定可否の判断をさせていただきます。但し、「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の方について原則として**連続2年まで**を上限とします。

なお、今回の対応は一時的に収入が増加した方に限る為、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合においては、これまでどおり、被扶養者の認定は不可となります。

《添付書類》

- ① 年収が130万円を超える前の課税証明書（源泉徴収票）、または雇用契約書
<本来、年間収入が130万円未満であることの証明として>
- ② 直近12ヶ月分 給与明細書 <年間収入が130万円を超えたことの証明として>
- ③ **被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書**
<②の期間における事業主の証明として **別添**>

■対象者について

対 象 : 現在被扶養者の方、および、新たに被扶養者として認定を受けようとする方（学生も含む）

対象外 : フリーランスや自営業者などの特定の事業主と雇用関係にない方

■適用年月日：令和5年10月20日

※詳細につきましては厚生労働省ホームページ内<<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T231024T0020.pdf>>

【「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて】にて掲載されております、**事業主の証明による被扶養者認定Q&A**をご確認いただきますようお願いいたします。